

社会保障法判例

大原利夫

神戸市職員及び兵庫県職員が児童扶養手当の受給要件を説明せず、不正確な回答にとどめたことは違法であるが、故意過失及び因果関係が認められないとして国家賠償法上の損害賠償請求が棄却された事例（神戸市垂水区役所事件控訴審判決）

大阪高等裁判所平成17年6月30日判決（平成16年（ネ）第405号、損害賠償請求控訴事件、上告）『賃金と社会保障』1402号44頁、『判例自治』278号57頁

I 事実の概要

1 X1（原告、控訴人。）の妻Aの兄Bは、Cと昭和52年10月27日に婚姻し、同55年3月10日にDが出生した。

2 Bは昭和56年ころから飲酒が原因で手や身体が震えるようになり、同57年1月28日から同年3月24日までの間、肝硬変症、糖尿病により入院した。他方、Cは昭和57年1月ころからBと別居した。

3 昭和63年ころ、Bと同人の母EがDを養育していたが、Eも入院したため、Dは京都市内の児童養護施設に入所することとなった。Bの妹Aは、そのことを聞き、同63年4月7日ころ、夫であるX1とともにDを引き取り、以後Dは平成12年5月15日までX1夫婦と同居していた。

4 Aは昭和63年5月ころ、神戸市職員（以下「市職員」という。）に対して児童扶養手当の受給を希望した。市職員はAの話を聞いて、「児童扶養手当は母子家庭には割合簡単に認められるが、男

性には普通に生活力があるから養育する義務があり、父子家庭や父方の親戚が子供を預かっている場合には出ない」と答え、Aに認定請求書を交付しなかった。

5 昭和63年7月ころ、X2（原告、控訴人。）はAとともに垂水区役所を訪れて、市職員に対して「児童扶養手当は受けられないのか」と尋ねた。これに対して市職員は、「児童扶養手当は母子家庭は対象になるが、父親には普通生活力があり扶養義務があるので、父方の親戚の養育には受給資格がない」と答えた。またX2は平成9年3月ころ、兵庫県福祉部児童福祉課を訪れて相談したが、同様の回答を受けた。

6 X1及びX2は、市職員及び兵庫県職員（以下「県職員」という。）が児童扶養手当法（以下「法」という。）に関する教示義務を果たさず、市職員が認定請求を受け付けなかったのは違法であるなどとして、神戸市（被告、被控訴人。）及び兵庫県（被告、被控訴人。）に対して国家賠償法1条1項に基づいて、本来であれば受給できたであろう児童扶養手

当受給相当額の損害賠償を求めて提訴した。

7 神戸地方裁判所は平成15年12月24日、X1らの請求を棄却した。

8 X1らはこれを不服として大阪高等裁判所に控訴したが、同裁判所は平成17年6月30日、IIのとおり判示して、控訴を棄却した。

II 判 旨

棄却

1 「昭和63年4月7日から平成3年ころまでの間は、控訴人X2及びX1夫婦において、Dが落ちくまでDとBとの面会を避けるよう配慮していたのであり、Bの側でDとの面会を忌避したことは一度もなかったのであるから、これをもって、Bが監護の意思を放棄していたとまで認めることはできない。……よって、Dが旧法4条1項5号、旧施行令1条の2の『父が引き続き1年以上遺棄している児童』に当たることを前提とする控訴人の本件請求は、理由がない」。

2 「BとCの婚姻関係については、昭和57年8月10日、京都市南区役所に控訴人X2ほかを証人とする離婚届が提出され、受理されているのであって、これにより、BとCの婚姻関係は解消されたものと認めるのが相当である」。

3 「市職員は、控訴人X2及びAを使者とする控訴人X1の児童扶養手当の口頭での認定請求に対し、同請求書を交付することもなく、その受付を拒否したものというべきであって、旧法6条は受給資格者の認定請求権を定めているから、市職員の上記拒否行為は、認定請求権の行使を妨げる違法な行為というべきであり、市職員はその職務上の義務に違反しているというべきである」。

4 「市職員及び県職員としては、積極的に相談者のプライバシーに踏み込んで質問をするまでの必要はないとしても、最低限、相談者の相談内容から支給の可能性がある給付の種類及びその受給要件(略)の概括的内容を教示する職務上の義務があるというべきである」。

5 「本件において、控訴人X2及びAに対し、

旧法4条1項1号及び同項5号・旧施行令1条の2第1号の規程の内容及び児童扶養手当の受給要件を説明せず、不正確な回答にとどめたことは、職務上の義務に違反する違法な行為というべきである」。

6 「市職員も県職員も、およそ、Dの両親が離婚したことを予測することはできなかったというほかはなく、控訴人X1が認定請求をしても、受給資格が認められないとして請求が棄却されていた蓋然性が極めて高い。そうすると、市職員及び県職員には故意過失が認められず、控訴人ら主張の損害との間の因果関係も認められないというほかはない」。

III 検 討

本判決の結論及び一部の理由に疑問がある。

1 はじめに

児童扶養手当は、母が「一定の児童」を監護するとき、または母がないか若しくは母が監護しない場合において、母以外の者が当該児童を養育するとき、その母またはその養育者に対して支給される(法4条1項)。一定の児童とは「父母が婚姻を解消した児童」(法4条1項1号)、「父が死亡した児童」(法4条1項2号)、「父が政令で定める程度の障害にある児童」(法4条1項3号)、「父の生死が明らかでない児童」(法4条1項4号)、「父が引き続き1年以上遺棄している児童」(法施行令1条の2第1号)などを指す。このように児童扶養手当は母子家庭のみを対象としたものではなく、父、父方の親戚、その他第三者が児童を養育する場合にも支給される場合があることに注意しなければならない。このことと関連して本件では、父方の親戚であるX1が児童扶養手当を受給し得る要件等について、市職員及び県職員が教示しなかったことの違法性が大きな争点となっている。

この違法性につき本判決は、市職員及び県職員に対して教示義務を課す制定法上の規定が存在しないにもかかわらず、教示義務を一般的に容認し(II判旨の4)、児童扶養手当の受給要件を説明

せず不正確な回答にとどめたことは違法な行為であるとして違法性を認めた(II判旨の5)。

この点、児童扶養手当法に関する永井訴訟第1審判決(京都地判平成3年2月5日判時1387号43頁)は、いわゆる周知徹底義務を容認し、不特定多数に対する情報提供義務の存否という論点を提示したが、本判決は不特定多数に対する情報提供義務ではなく、特定の者に対する個別的な情報提供義務(説明義務)を一般的に容認し、今までにない新たな論点を提示したものといえる。

その他、本件においては、本来であれば受給できたであろう児童扶養手当受給相当額の損害賠償が求められたことと関連して、Dが「父母が婚姻を解消した児童」または「父が引き続き1年以上遺棄している児童」に該当するのかという点も争点となっている。すなわち、父Bが肝硬変症、糖尿病により入院するなどして現実にDを扶養することが困難であるとも考えられる一方で、BD間ににおいて金銭の交付、面会等の事実が認められることから、Dが「父が引き続き1年以上遺棄している児童」に該当するのかが問題となっている。また、父Bと母Cの離婚届が京都市南区役所に提出され受理されたにもかかわらずCは戸籍上妻のままになっており、Dが「父母が婚姻を解消した児童」に該当するのかということも問題となっている。

そこで、ここでは、①市職員及び県職員が児童扶養手当の受給要件等に関して教示しなかったことにつき違法性が認められるか、②Dは「父が引き続き1年以上遺棄している児童」に該当するか、③Dは「父母が婚姻を解消した児童」に該当するか、という点を中心に検討を行う。

2 説明義務について

(1) 違法性認定の前提となる説明義務

本判決はII判旨の5で示したように、児童扶養手当の受給要件を説明せずに不正確な回答にとどめたこと(以下「本件不作為」という。)について違法性を容認したが、従来、個別的な情報提供に関しては所管行政庁職員の説明に虚偽があったとして、説明を行わなかったという不作為ではなく、説明行為という行為について、その違法性が争わ

れてきており、本判決は作為ではなく不作為の違法性を認めたという点で特徴を有する¹⁾。

このような不作為の違法性を肯定するためには、その前提として作為義務を認定しなければならず、本件不作為について違法性を認めるためには、説明義務という作為義務をまず認定する必要がある。そのため本判決は、相談者の相談内容から支給の可能性がある給付の種類及びその受給要件の概括的内容を教示する職務上の義務が市職員及び県職員にあると判示したものと考えられる。

しかし、前述したように、児童扶養手当の情報提供を求める者に対して所管行政庁職員が個別的な情報提供を行う義務は制定法上存在しないため、本判決がいうような説明義務を市職員及び県職員に課すことができるのかが問題となる。

一般に国家賠償法上、所管行政庁職員の不作為に対する違法性認定の前提となる作為義務は3つに分類することができる[吉崎1997, p.79]。まずひとつめが①公務員の作為義務が法令の明文をもって規定されており、法令の解釈によって一義的に決まる場合である(第1類型)。次に②法令によって公務員に権限が与えられてはいるが、その権限行使が公務員の裁量に委ねられている場合である(第2類型)。3番目に③公務員の作為義務が法令によって具体的に規定されていない場合である(第3類型)。本判決がいう説明の不作為は、この第3類型に該当するとみることができる。

この第3類型の作為義務が問題となった判例として、①韓国が竹島を不法占拠していることに対し、竹島に存する日本国民の権利・利益を保護・回復する作為義務が内閣にあるのかが争われたもの(東京地判昭和36年11月9日行集12巻11号2252頁)、②海中に投棄された旧日本陸軍の砲弾類を回収する作為義務が国にあるのかが争われたもの(東京地判昭和49年12月18日判時766号76頁)、③深夜手当に関する労働基準法違反の申告に対して、適切な措置を行う作為義務が監督官にあるのかが争われたもの(東京高判昭和53年7月18日判時900号68頁)などがある。いずれの判決も条理に基づいて作為義務が導き出され得ることを容認しており、この点に関しては判例上ほぼ異

論がないといってよい〔西埜 1985, p.21〕。

社会保障給付の説明義務を認めた判例として、大阪市立更正相談所長が行った一時保護所での生活扶助開始決定の取消等が求められた事案において、被保護者が退寮を希望した場合、相談所長は被保護者につき新たな内容の保護へ変更できる可能性があると認められるときは、保護変更申請権を保障するために当該保護の内容につき説明する義務があると論じて、説明義務を容認したものがある(大阪地判平成 14 年 3 月 22 日賃社 1321 号 10 頁)²⁾。

この第 3 類型に関して学説は、条理に基づいて作為義務が導きだされ得る点において大体一致している〔西埜 1985, p.21〕³⁾。社会保障給付の説明義務に関して、行政側には法令解釈や制度の内容について十分な情報提供と説明をする義務があるとする見解がある〔赤井 2003, p.38〕⁴⁾。

以上の判例・学説に関する検討をもとに、社会保障給付に関して所管行政庁職員の説明義務が法令に具体的に規定されていない場合に、説明義務を課すことができるか考察してみたい。

まず、社会保障給付の受給要件等を相談者に対して説明する行為には、前記判例②の「砲弾類の回収」といった作為等と比較して、その作為内容が軽微であるという特徴がある。また、本件では規制権限の不行使が争われたのではなく、説明という事実行為の不作為の違法性が争われたが、規制権限の行使の場合には、被規制者の権利保護とのバランスに関する問題が生じるのでに対して、説明の不作為が問題となる場合は、このような問題が生じることはなく、不作為の違法性を認定しやすいといえる〔宇賀 1994, p.63〕。さらに、社会保障法の領域では、通常、社会的弱者に対する行政による支援の要請が働き、とりわけ情報の非対称性などから、個別に情報提供を求める者に対しては当該要請が特に強く働くと考えられる。加えて、いわゆる周知徹底義務はその内容が著しく曖昧であり法的義務であるということが困難であるのに対して、説明義務(個別的な情報提供義務)は周知徹底義務と比較して、その内容を特定しやすいといえる。

以上のことからすれば、社会保障給付について条理上説明義務が公務員に生じる場合があり得ると解するべきであり、本判決が説明義務を認めめた点は原則として妥当であるといえる。

(2) 本件不作為の違法性・故意過失・因果関係

条理上説明義務が公務員に生じる場合があり得るとしても、公務員による説明の不作為すべてが違法となるわけではない。また、本件不作為に対する国家賠償法上の損害賠償請求が肯定されるためは、違法性のほかに故意過失、因果関係が認められなければならない。そこで、本件不作為に関する①違法性、②故意過失、③因果関係について検討する。

まず①違法性についてであるが、一般に児童扶養手当の受給要件等を説明することは、担当職員にとって時間的労務的に過大な負担であるとはいえない(低負担性)、また児童扶養手当法に精通していない者が担当職員に受給要件等の説明を求めたにもかかわらず当該事項を説明しないことは、児童扶養手当受給権を侵害する危険性が高い(受給権の侵害性)。よって、本件不作為は説明義務に違反する違法なものであると解される。この点、本判決は同様の判断を示しており妥当である。

次に②故意過失についてであるが、受給要件等を説明する義務との関係において、一般に社会保障給付を担当する所管行政庁職員は、相談者の説明内容を的確に把握して、支給可能性のある給付が何であるかを常に念頭において相談にあたる注意義務を負うと解される。

本件では、A らが市職員及び県職員に対して、戸籍上婚姻関係にあることを明示せずに「母親が別れていなくなった」とだけ述べていること、また「父親が腎臓病で生きるか死ぬかの状態」であり、「A が引きとて面倒を見ることになった」と述べていることからすれば、児童扶養手当を受給できる可能性があると市職員及び県職員は認識すべきであったといえる。よって、本件不作為につき過失を認めることができる。この点について本判決は過失を否定しており(II 判旨の 6), 疑問である。

最後に③因果関係についてであるが、申請主義かつ非過及主義に基づく社会保障給付に関して説

明の不作為が国家賠償法上問題となる場合、受給権の侵害を取消訴訟によって回復する方途が未申請ゆえに閉ざされていることを考えれば、相談者が説明されるべき内容を知っていた場合や、説明を受けても申請に至らないと考えられる特段の事情のある場合等を除いて、受給要件を満たしている限り、原則として説明の不作為と損害との因果関係を肯定するべきであるといえる。

本件の場合、X1が受給要件等の内容を知っていた事実ではなく、またX1はDを養育していること及びBCが別れたことを認識しているのであるから説明を受ければ認定請求をしたと考えられ、さらに後述するように児童扶養手当の受給要件も充足しているので因果関係が認められる。この点について本判決は、仮に認定請求をしても棄却される蓋然性が極めて高いとして因果関係を否定しており(II判旨の6)、疑問である。

(3) 回答の違法性・故意過失・因果関係

本判決は、市職員及び県職員が①「父方の親戚が子供を預かっている場合には出ない」との回答、及び②「父方の親戚の養育には受給資格がない」との回答(以下、①②をまとめて「本件回答」という。)をしたと認定しているにもかかわらず、本件回答(作為)に関する違法性等に言及していないので、この点について若干の検討を加える。

公務員が情報提供を行うときは、情報提供が法律上義務づけられている場合はもちろん、そうでない場合であっても法令の解釈を誤ってはならないという行為規範の遵守が義務づけられ、法令の解釈を誤った場合は違法であると解される〔宇賀1997, p.148〕。法令の解釈が不明確なときは断言する必要はなく、また回答を留保することもできるのであるから、このような場合に誤謬のある情報提供を断定的に行う場合は違法であると解し得る。

本件では、児童扶養手当の受給主体とされる「養育者」に父方の親戚が含まれることは法解釈上明らかであるので、前述した判断基準にしたがえば本件回答は法令の解釈を誤った違法な行為といえる。

また、故意過失については、「養育者」に父方の親戚が含まれることは法解釈上明らかであり、このこ

とを市職員及び県職員は認識すべきであったといえるので、本件回答につき過失を認めることができる。

さらに、因果関係については、申請主義かつ非遡及主義に基づく社会保障給付に関して説明行為が国家賠償法上問題となる場合は、不作為の場合と同様に一定の場合を除いて、受給要件を満たしている限り、原則として因果関係を肯定するべきであるといえる。本件では、X1らが当該誤謬を認識していた事実ではなく、本件回答と損害との間に因果関係が認められる。

以上検討したように、本判決が本件回答を事実として認定するのであれば、本件回答に関する違法性・故意過失・因果関係を肯定するべきであり、この点に関して疑問が残る。

3 遺棄について

本件では、Dの父Bは昭和56年ころから飲酒が原因で手や身体が震えるようになり、肝硬変、糖尿病により入退院を繰り返し、生活保護を受給していたことからすれば、Dを現実に扶養することが困難であったように思われる。一方で、BはDとたびたび面会をしていたことに加えて、金銭をDに交付していたことを考えれば現実に扶養していたといえないこともない。そこで、損害の認定とも関係して、Dが「父が引き続き1年以上遺棄している児童」に該当するのかが問題となる。

(1) 旧厚生省所管課担当者の解説

翁は「遺棄というのは、保護の断絶のことである」と定義したうえで、「日常生活において児童の衣食住などの面倒をみない状態が1年以上にわたって継続していれば、ここにいう遺棄に該当する」とし、「同居しているかどうかは必ずしも要件ではな」く、「したがって、出かせぎ、入院のように特定又は不特定期間、就労、事業、療養などのため仮に別居しているが目的達成後帰ってくることが予定されている場合には、遺棄に該当しない」としている〔翁1974, p.39〕。

また、坂本は「遺棄というのは、保護の断絶のことである」と定義し、「父が児童と同居しないで日常生活における児童の衣食住などの面倒を含め

監護義務を全く放棄している状態が1年以上にわたって継続していれば、ここにいう遺棄に該当」し、「したがって、出かせぎ、入院のように特定又は不特定期間、就労、事業、療養などのため仮に別居しているが目的達成後帰ってくることが予定されている場合には、遺棄に該当しない」としている〔坂本1987, p.40〕。

この2つの解説は、遺棄とは保護の断絶を意味すると定義し、別居していても遺棄に該当しない場合があるとする点において共通する。

(2) 通知

昭和55年6月20日児企第25号(以下、「25号通知」という。)は、遺棄について「父が児童を遺棄している場合とは、父が児童と同居しないで監護義務をまったく放棄している場合をいう」と定義したうえで、遺棄の認定基準を示している。

この25号通知の特徴として、①翁と坂本が遺棄を保護の断絶であるとするのに対して、この通知は監護義務をまったく放棄していることと定義していること、②同居している場合は遺棄に該当しないとしていること、③遺棄に関する判断を総合的に行うとしていることがあげられる。

(3) 地裁判決

遺棄について本件地裁判決(神戸地判平成15年12月24日判例集未搭載)は、基本的に25号通知にしたがったうえで、「金銭の交付は、金額的にみてDの生活費を一部にしろ賄うものであったとは到底認められないし、電話連絡、面会についても、その頻度、態様等に照らして親権者の子に対する監護義務の履行とみることができるかははなはだ疑問というべきであって、これらをもって厚生省通知にいう監護とは到底認めることはできない」としてDは遺棄された児童に該当するとの判断を示した。

(4) 考察

以上の検討をもとに考察を行うと、「父が引き続き1年以上遺棄している児童」とは、法1条の目的規定からすれば世帯の生計維持者としての父による現実の扶養を期待することができない児童、すなわち、父の監護意思及び監護事実が客観的に認められない児童をさすものと解される。

一般に監護意思とは25号通知もいうように、金銭面、精神面等から児童の生活について種々配慮する意思を指し、また監護意思の放棄とは、児童の生活に配慮する意思がないことをいう。この点、監護意思の放棄を認定するための要件としては、児童の生活に配慮する意思がないことだけで十分であり、生活に配慮する意思がないことを超えて児童を忌避し嫌うことまでが必要とされるわけではないことに注意しなければならない。

本件の場合、訪問を行ったのはB(父)ではなくD(児童)であるが、一般に、別居している児童の生活に父が配慮し気遣うのであれば、父の方から電話をし、または訪問等をして児童の生活について尋ねるのが自然である。またBがDの面会を忌避しなかったことを、Dの生活に配慮する主観的意味の表れとみることは困難であり、電話連絡、面会等の頻度に照らしても、BはDの生活に対する配慮意思を放棄していたと思われる。したがって、監護事実を認めることはできないことも考え合わせると、Dは遺棄された児童に該当すると解される。

この点について本判決は、II判旨の1で示したように、Bの側でDとの面会を忌避したことは一度もなく、Bが監護の意思を放棄していたとまで認めることはできないとして、Dは遺棄された児童に該当しないと判示しており疑問である。

4 離婚について

Dの母Cは昭和57年頃からDの父Bと別居して行方不明となっている。また、BCの婚姻関係については、京都市南区役所に離婚届が提出され受理されているにもかかわらず、Bの戸籍にはCが妻として記載されており、戸籍上離婚したことにはなっていない。そこで、この場合、Dは「父母が婚姻を解消した児童」に該当するといえるのかが問題となる。

たしかに地裁判決がいうように、迅速的画一的処理を重視するのであれば、戸籍・住民票上の記載に基づいて離婚の効力を判断するべきであるともいえる。しかし、民法764条が、離婚は戸籍法の定めるところにより届け出ることによって、その

効力を生ずるとしていることからすれば、原則として離婚届(戸籍法76条)の受理をもって婚姻が解消されたものとみるべきであり、戸籍・住民票上記載されていることは不要であると解すべきである。したがって、本件の場合、離婚届が受理されていることからすれば、Dは「父母が婚姻を解消した児童」に該当すると解される。この点について本判決は、離婚届の受理によってBCの婚姻関係が解消されたと判示しており(II判旨の2),妥当である。

5 口頭による認定請求について

本判決は口頭による認定請求があったとした。しかし、法施行規則1条が、児童扶養手当の受給資格及びその額についての認定請求は、児童扶養手当認定請求書(様式第1号)を提出することによって行わなければならないと規定していることからすれば、原則として口頭による認定請求を認めることはできず、この点につき疑問である⁵⁾。

ただし、生活保護法施行規則2条1項が単に「書面」とするのみで、その様式まで規定していないのに対し、法施行規則1条が様式まで規定していることからすれば、申請書の様式を指定する前提として当然に児童扶養手当認定請求書交付請求権が、認定請求をしようとする者に対して認められていると解すべきであり、児童扶養手当認定請求書の交付請求を市職員が拒否した行為は違法と解される。

6 おわりに

以上検討したように、本判決の結論及び一部の理由には疑問があるものの、本判決は市職員及び県職員の説明義務(個別的な情報提供義務)を高等裁判所で初めて認めた点において注目に値する[小久保2005, p.21]。この説明義務(II判旨の4)は、本判決が「社会保障給付」という用語を用いて当該義務を導き出していることなどからすれば、児童扶養手当法のみならず、社会保障法一般をその射程とすると考えられる。その意味で、本判決は社会保障法、とりわけ情報提供に関する社会保障給付受給者の利益保護において画期的な意味を

持つ判決といえる。

この情報提供における利益保護に関しては、インフォームド・コンセントが医療分野に浸透して患者の利益を保護する役割を果たしているが、この保護を医療だけにとどめるのではなく、社会保障法においても個別的な情報提供の重要性を認識し、受給者のインフォームド・ディシジョン(十分な情報に基づく選択)を尊重して受給者の利益保護を図るべきではないのか。本判決は、社会保障法学に対してこのような問いかけを行うものとしてとらえることができる。

注

- 1) 行政指導(説明行為)について作為の違法性が争われた判例として、①風致地区にガソリンスタンドの建設を考えていた原告が、京都市計画局風致課長に面接して相談し、従来のガソリンスタンド形式では建設が許可されないと行政指導(情報提供)を受け建設を断念したところ、その後、他社が従来形式のガソリンスタンドを市の許可を受けて建設し開業するにいたったため、当該行政指導に誤謬があるなどとして損害賠償を求めたもの(京都地判昭和47年7月14日判時691号57頁)、②大阪通商産業局長から試掘権の設定許可を受けたものの、碎石予定場所が保安林にあたっているために採掘許可が得られなかった原告が、試掘権の許可前に大阪通産局から行政指導を受けた際、当該地区が保有林に指定されている旨を説明されなかったとして損害賠償を求めたもの(大津地判昭和53年3月20日訟月24巻7号1385頁)がある。
- 2) その他、大阪府高槻市の職員の説明不足が原因で寡婦年金の受給資格を喪失したとして市内在住の原告が損害賠償を求めた事案において、高槻市職員の説明義務違反を認めたもの(大阪地判平成12年5月10日判例集未搭載)があるという[赤井2003, p.38]。社会保障給付の説明義務が争点となった判例は少ない。
- 3) 学説は、この作為義務をどのように導き出すかという点で対立する。
- 4) ただし、その法的根拠は明らかにされていない。
- 5) 法施行規則25条は、口頭による認定請求が認められる例外について規定するが、本件はその例外に該当しない。

本判決の評釈

小久保哲郎(2005)「児童扶養手当の請求・相談に対する行政窓口職員の教示義務違反を認めた画期的判決」『賃金と社会保障』1403号21-27頁。

参考文献

- 赤井朱美(2003)「居宅保護を求めた要保護者に対する収容保護決定の取消請求」『賃金と社会保障』1358号32-42頁。
- 宇賀克也(1994)「高知古ビニール事件」『別冊ジュリスト』30卷1号62-63頁。
- (1997)『国家補償法』有斐閣。
- 翁久次郎(1974)『児童扶養手当法 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の解釈と運用』中央法規出版。
- 金田一郎(1980)『児童扶養手当法 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の解釈と運用』中央法規出版。
- 吳柏憲(2005)「国家賠償における不作為の不法行為責任」『成蹊大学法学政治学研究』31号27-53頁。
- 古崎慶長(1971)『国家賠償法』有斐閣。
- (1997)『国家賠償法の理論』有斐閣。

- 坂本龍彦(1987)『児童扶養手当法 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の解釈と運用』中央法規出版。
- 塙崎勤(1992)「警察権限の不行使」村重慶一編『裁判実務大系 第18卷』青木書店, 371-438頁。
- 下山瑛二(1978)「食品・薬品公害と国の責任」『法律時報』50卷5号8-17頁。
- 白井皓喜(1978)「国の不作為と国家賠償責任」『自治研究』54卷9号27-42頁。
- 都築弘(1992)「規制権限の不行使」村重慶一編『裁判実務大系 第18卷』青木書店, 439-452頁。
- 西埜章(1985)「行政の不作為と国家賠償責任」『法政理論』18卷3号1-45頁。
- 宮田三郎(2000)『国家責任法』信山社。
- 村重慶一(1970)「国家賠償訴訟」『実務民事訴訟講座10』日本評論社, 303-340頁。

(おおはら・としお 関東学院大学准教授)